

三豊市地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の策定及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項の協議を行うため、三豊市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 計画の実施に関すること。
- (3) 計画に位置付けられた事業の実施に係る連絡調整に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃、料金等に関すること。
- (5) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか地域公共交通に関し必要な協議に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 三豊市
- (2) 一般旅客自動車運送事業者、その他関係する公共交通事業者
- (3) 道路管理者
- (4) 港湾管理者
- (5) 公安委員会
- (6) 市民の代表者
- (7) 各種団体の代表者
- (8) 学識経験を有する者
- (9) 四国運輸局長（香川運輸支局長）又はその指名する者
- (10) 関係行政機関の職員
- (11) 前各号に掲げる者のほか、協議会が必要と認める者

(役員を選任及び職務)

第4条 協議会には、次に掲げる役員を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 1人

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 監事は会計を監査する。

(役員任期)

第5条 役員任期は、2年とする。ただし、役員に欠員が生じた場合における補充役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再委嘱され、又は再任されることができる。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、代理の者を出席させることができることとする。この場合において、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 災害等により会議の開催が困難である場合は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

(意見の聴取)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報償等)

第8条 会長は、委員に報償及び費用弁償を支給することができる。

2 委員の報償の額は、日額8,000円とする。ただし、4時間に満たない会議等に出席した場合の報償の額は、日額の半額とする。

3 委員の費用弁償は、三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年三豊市条例第55号）に準じる。

4 前3項の規定にかかわらず、国及び地方公共団体の職員については、報償及び費用弁償を支給しない。

(庶務)

第9条 協議会の事務を処理するため、事務局を三豊市地域公共交通事務主管課内に置く。

(経費の負担)

第10条 協議会の運営に要する経費は、負担金及び補助金をもって充てる。

(検討部会)

第11条 第2条各号に掲げる事務の具体的検討の場として、検討部会を置くことができる。

2 検討部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が定める。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月10日から施行する。

この規則は、令和3年5月31日から施行する。

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

この規則は、令和5年5月19日から施行する。